

地方交付税の執行抑制に関する決議

政府は10月30日、本日予定されていた今年度4回目の地方交付税の支払いを延期すると発表した。9月の第3回は道府県分だけの延期だったが、今回は市町村分も対象と明言されている。特例公債法案がいまだ成立しないという異常な事態のためとはいえ、市町村には何の瑕疵もないのに、住民生活に直接影響の及ぶ予算執行ができない事態が生じかねないということはあってはならない。

9月交付分の地方交付税が月割で交付されたことにより、一時的な資金不足が生じた一部の道府県では、行政サービスを円滑に提供するために金融機関からの短期借入れや地方債発行の前倒しなどの措置を講じざるを得なかったといい、今後、市町村においても同様の事態が想定されるところである。

政府においては、地方自治体が住民への行政サービスを支障なく提供できるよう、地方交付税については執行抑制の対象外とすることを強く求めるとともに、支払い延期によって自治体が金融機関から「つなぎ融資」を受けざるを得なくなることにより発生する利子負担等は「原因者」である国が当然負担することを求め、併せて、今後このようなことが二度と繰り返されることのないよう、責任を持って対応することを強く求める。

以上、決議する。

平成24年11月2日

中核市市長会